

新型コロナウイルス

— 市民の皆さんへのお願いとお知らせ —

の拡大防止に向けて

給付金

特別定額給付金

▶申請には期限があります。忘れずに、手続きをお願いします。

給付額／10万円(対象者1人につき)

対象／4月27日において、住民基本台帳に記録されている人(受給権者は、その人が属する世帯の世帯主)

申請期限／8月19日(水)(当日消印有効)

※期限までに申請が行われなかった場合は、特別定額給付金の受給を辞退したものとみなされます。

☎島田市特別定額給付金事業実施本部(行政総務課)
☎36-7627

ひとり親世帯臨時特別給付金

▶子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に、給付金を支給します(対象者1人につき1回限り)。

対象／①令和2年6月分の児童扶養手当の受給者

②公的年金などの受給額が多く、児童扶養手当全部停止の人(注1)

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

給付額／▷基本給付:①②③に1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 ▷追加給付:①②のうち、収入が大きく減少した世帯へ追加で5万円

申請方法／①:不要(追加給付には申請が必要)

②③:申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して子育て応援課に提出

受付期間／8月3日(月)～令和3年2月26日(金)(郵送の場合は2月28日(日)の消印有効)

※注1:児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部または一部停止されたと推測される人も、対象となります。詳しくは、子育て応援課までお問い合わせください。

☎子育て応援課 ☎36-7159

保険料

新型コロナウイルス感染症の影響にかかる

介護保険料および後期高齢者医療保険料の減免

※新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少(前年比3/10以上)が見込まれる世帯の人は、申請により保険料の一部が減額されます。減額割合は、前年所得により変動します。詳しくは、担当課までお問い合わせください。

介護保険料／☎長寿介護課 ☎34-3287

後期高齢者医療保険料／☎国保年金課 ☎36-7191

相談

新型コロナウイルス感染症の影響にかかる

生活困窮者相談

※島田市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響で対象が拡大された「住居確保給付金」「食糧支援」「緊急小口資金」の受付などを行っています。詳しくは、お問い合わせください。

期間／緊急小口資金特例貸付は9月30日(水)まで

☎島田市社会福祉協議会 ☎35-6244

☎福祉課 ☎36-7158

新型コロナウイルス感染症に関連した

法務大臣メッセージ

▶新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まずに相談してください。

人権相談受付窓口／<https://www.jinken.go.jp>

☎生活安心課 ☎36-7153